

告 示

埼玉県告示第六百六十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年六月二日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字内山十四番、字入谷五百番五、五百三番一、五百四番一、五百六番一、五百七番一、五百八番五、五百九番五、五百二十八番二、五百二十九番、五百三十番、五百三十一番、五百三十二番、五百三十三番、五百三十四番、五百三十五番、五百三十六番、五百三十七番、五百三十八番、五百三十九番二、五百四十八番二の一部、五百四十八番三の一部、五百四十九番二の一部、五百六十一番二、七百四十九番四の一部、七百四十九番五の一部、七百四十九番六の一部、七百五十番一、七百五十一番の一部、七百五十一番三の一部、七百五十一番四、七百五十一番五、七百五十二番二の一部、七百五十一番五、七百五十二番三の一部、七百五十二番四、七百五十一番一の一部、七百五十一番三の一部、七百五十二番三の一部、七百五十三番四、七百六十番二、七百六十一番の一部、七百六十二番の一部、七百六十三番四、七百六十四番二の一部、七百六十六番二、七百六十七番の一部、七百六十八番の一部、七百六十九番の一部、七百七十一番二、七百七十二番二の一部、七百七十二番三の一部、七百七十四番二、七百七十五番の一部、七百七十六番二の一部、七百七十七番二の一部、七百七十八番の一部、七百七十九番の一部、七百八十八番の一部、七百八十九番の一部、七百九十一番の一部、七百九十二番二の一部、七百九十二番三の一部、七百九十三番の一部、七百九十四番二の一部、七百九十五番二の一部、七百九十六番二の一部、七百九十七番二の一部、七百九十八番二の一部、七百九十九番二の一部、七百九十一番二の一部、七百九十二番二の一部、七百九十三番の一部、七百九十四番二の一部、七百九十五番二の一部、七百九十六番二の一部、七百九十七番二の一部、八百九十三番、七百九十四番二の一部、七百九十五番二の一部、八百九十六番三の一部、八百九十七番二の一部、八百九十八番の一部、八百九十九番二の一部、八百九十二番五、八百十三番、八百十四番一、八百十二番二、八百十一番、八百十番、八百九番二、八百二番二、八百三番二、八百四番二、八百四番三、八百五番、八百六番の一部、八百七番一の一部、八百七番二の一部、八百八番の一部、八百九番一、八百九番二、八百十番、八百十一番、八百十二番、八百十二番二、八百十二番三、八百十二番四の一部、八百十二番五、八百十三番、八百十四番一、八百十四番二、八百十五番、八百十六番、八百十七番一、八百十七番二、八百十七番三、八百八番の一部、八百十九番一、八百十九番二の一部、八百十九番三の一部、八百十

九百番一、九百番二、九百一番一、九百一番二、九百二番、九百九番二、九百十
番二の一部、九百十二番一の一部、九百十二番二の一部、九百十二番三の一部、
九百十三番、九百十四番一の一部、九百十四番二、九百十五番一の一部、九百十
六番一の一部、九百十八番一の一部、九百十八番三の一部、九百十九番二の一部、
九百二十番一の一部、九百二十番三の一部、九百二十一番一の一部、九百二十二
番二の一部、九百二十三番一の一部、九百二十三番四の一部、九百二十八番一の
一部、九百二十九番の一部、九百三十番一の一部、九百三十番二の一部、九百三
十番六の一部、九百三十一番一の一部、九百三十一番四、九百三十一番五の一部、
九百三十二番一、九百三十二番二の一部、九百三十三番三の一部、九百三十六番
二、九百三十七番一の一部、九百三十七番三、九百三十八番二、九百三十九番二、
九百三十九番三、九百三十九番五の一部、九百四十番四、九百四
十一番一の一部、九百四十一番二の一部、九百四十一番三の一部、九百四十一番
八、九百四十二番一、九百四十二番二、九百四十二番三の一部、九百四十二番五、
九百四十三番三、九百四十三番五、九百四十四番三、九百四十五番二、九
百五十九番四、九百五十九番五、九百六十番三、九百六十番四の一部、九百六
番五、九百六十一番三の一部、九百六十一番四の一部、九百六十八番二の一部、
九百六十八番三の一部、九百六十八番四の一部、九百六十八番五の一部、九百六
十九番一の一部、九百六十九番三の一部、九百六十九番五、九百六十九番六、九
百七十番一の一部、九百七十番四の一部、九百七十一番一の一部、千十番二、千
十番三の一部、千十番四、千十一番二の一部、千十一番五の一部、千十八番三の
一部、千十九番二、千二十番二、千二十一番二、千七十四番三、千七十五番、千
七十六番二、千七十七番、千七十八番、千七十九番、千七十九番二の一部、千八
十番一、千八十三番一、千八十一番一、千八十一番二、千八十二番一、千八十二番
二、千八十三番一、千八十三番二、千八十四番一の一部、千八十四番二の一部、
千八十四番三、千八十六番二の一部、千百五十一番四の一部、千百五十三番一、
千百五十三番二の一部、千百五十四番一、千百五十四番二、千百五十四番四の一
部、千百五十五番一、千百五十五番二の一部、千百五十五番三の一部、千百五十
六番一、千百五十六番二の一部、千百五十七番、千百五十八番、千百五十九番一、
千百五十九番三の一部、千百六十番一及び千百六十番二の一部)

の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域別図のとおり（一の区域と同じ）

別図

